

ごみ集積所の管理と事務手続きについて

鴻巣市役所 環境経済部 環境課

本日の内容

- **ごみ集積所の利用協議について**
- **ごみ袋に関する臨時措置について**
- **環境衛生委員に関わる事務手続きについて**

ごみ集積所の利用協議について

- ◆ごみ集積所等を新規利用しようとする方に対して、利用できる場所のご案内を
 - ◆開発行為に伴う既存ごみ集積所等の利用についてご検討を
- ※あくまで**利用者代表**もしくは**管理者代表**にお願いであり、自治会長に限ったことではありません

ごみ袋に関する臨時措置について

実施期間：令和8年6月1日(月)～令和8年6月30日(火)

対象：**燃やせるごみ、燃やせないごみ、容器包装類**

- ◆ 指定ごみ袋の過度なご購入を控えていただきますようお願いいたします
- ◆ 指定ごみ袋を入手できる方は、指定ごみ袋を優先して使用してください
- ◆ 捨てる場所は通常どおり、普段利用しているごみ集積所になります

ごみ袋に関する臨時措置について

【使用できる袋】

- * 透明または半透明で中身が見えるプラスチック製やビニール製の袋
- * 袋のサイズは20リットルから45リットル
- * 袋に「可燃」「不燃」「容器」などと、見やすい位置に油性のマジック等で大きく書く
- * 中身が密閉されるように袋の口をしっかりと縛る



ごみ袋に関する臨時措置について

【使用できない袋】

- * 黒色等の中身の見えない色付きの袋や、コンビニ・スーパー等のレジ袋は使用できません
- * 「可燃」「不燃」「容器」の区別を記載していない袋
- * 袋の口を縛っていない袋
- * 他自治体の指定袋



環境衛生委員に関わる 事務手続きについて

毎年、鴻巣市環境衛生連合会会費の納入をお願いしています

【納入方法】

窓口持参もしくは口座振込

【算出基準】

- ◆1世帯 20円
- ◆令和8年4月1日現在の自治会又は環境衛生連絡会加入世帯数
(令和8年度提出の自治会運営交付金の世帯数による)



ご清聴ありがとうございました